

重要事項説明書(医療保険)

ご契約前に、「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みください。
本書面はご契約内容のすべてを記載しているものではありません。詳細につきましては、「ご契約のしおり(約款・特約)」をご覧ください。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

ご確認ください！

- この保険は、病気やケガによる入院と手術の保障を目的とし、特に女性疾病やガンによる入院を手厚くする特約が付加されており、万一の死亡保障にも備えたい方のご意向に沿った保険です。(なお、不妊治療そのものを保障する商品ではありませんので、ご注意ください。)
- この保険は、過去1年以内に「排卵誘発剤の投与」「人工授精」「体外受精(顕微受精を含む)」といった不妊治療を行っている(今後の予定がある場合を含む)女性向けの商品です。

1 商品の仕組み

- この商品は、病気やケガによる入院と手術の保障を目的とした保険です。また特約を付加することによって、女性疾病やガンによる入院、死亡保障を兼ね備えることができます。
- ご契約の際は、ご自身のニーズにあう保障プランの中から1つを選択し、審査は告知事項に回答するだけといった、シンプルでわかりやすい商品です。

2 保険期間

保険期間は1年です。以降、契約者から保険契約を更新しない旨の申し出がない場合は、1年ごとに更新されます。

3 保障の対象となる方(被保険者)

新規契約にご加入いただける方(被保険者)は、日本国内に居住している契約年齢が満20歳から69歳(保険始期日現在)までの方が対象となります。なお、ご契約の更新については、満79歳までご加入いただけます。また、特別条件特約(B)を付加する契約の場合、過去1年以内に不妊治療(排卵誘発剤の投与、人工授精または体外受精)の経験、または、その予定がある女性の方が対象となります。

4 保障内容(主契約・特約)

①主契約の保険金の種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

主契約	保険金を支払う場合	保険金を支払わない場合
入院保険金	病気やケガで継続した5日以上入院をしたとき (入院1日目から保障、1回の入院につき60日が限度となります。)	・契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・犯罪行為 ・精神障害または泥酔状態による事故
手術保険金	病気やケガの治療を目的とした所定の手術を受けたとき	・無免許、酒気帯び運転中に生じた事故 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱

②特約の保険金の種類、保険金を支払う場合、保険金を支払わない場合については次のとおりです。

特約	保険金を支払う場合	保険金を支払わない場合
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として継続した5日以上入院をしたとき (入院1日目から保障、1回の入院につき60日が限度となります。)	責任開始後90日以内に医師によって診断確定された、所定の悪性新生物または上皮内新生物の治療を目的とした入院
ガン入院保険金	ガンの治療を目的として継続した5日以上入院をしたとき (入院1日目から保障、1回の入院につき60日が限度となります。)	
死亡保険金	保険期間中に死亡したとき	・契約者または保険金受取人の故意 ・責任開始の日から3年以内の自殺 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱

③特別条件特約(B)の被保険者の条件およびその内容(保険金を支払わない場合)

特約	被保険者の条件	保険金を支払わない場合
特別条件特約(B)	過去1年以内に次の不妊治療の経験のある女性(申込日または更新日現在において予定しているものを含みます。) ・排卵誘発剤の投与 ・人工授精または体外受精	下記の特定疾病等の治療を目的とする入院保険金、女性疾病入院保険金、手術保険金 ・卵巣過剰刺激症候群(OHSS) ・子宮内膜ポリープ ・流産(切迫流産を含む) ・骨盤腹膜炎 ・帝王切開 ・切迫早産

(ご注意) 1 保険期間中に発生した主契約の保険金を支払う場合は、入院保険金および手術保険金の支払額を合算して、80万円が限度となります。ただし、この主契約に女性疾病入院特約、ガン入院特約を付加しているプランでは、その入院保険金も含めて80万円が限度となります。

5 保険料

保険料は、被保険者の満年齢(保険始期日現在)・性別によって決まります。(実際の保険料はパンフレットをご覧ください。)

6 保険料の払込方法

保険料は、口座振替による月払とし、当社が定めの日(振替日)に契約者の指定する口座から振り替えることによって、当社に払い込まれたものとします。

- 第1回保険料(初回保険料)の口座振替は、保障が開始される日(保険始期日)の属する月の振替日に行います。
- 第2回目以後の保険料の口座振替は、毎月の振替日(払込期日)に行います。

7 保障プランの変更

保障プランの変更は、保険契約の更新時にのみ行うことができます。(新たに被保険者の健康状態や傷病歴の告知が必要となる場合があります。)

8 保険契約の更新における留意点

- 当社は、保険満期日の2ヶ月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- 契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。
- 更新時に「過去1年以内の不妊治療(排卵誘発剤の投与、人工授精または体外受精)の経験(更新日現在における予定を含む)」の条件を満たさなくなったときは、被保険者の同意および当社の承諾を得て、特別条件特約(B)を削除することができます。

9 契約者配当金・解約返戻金

契約者配当金および解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご注意ください事項(お客様の不利益となる場合など)についてわかりやすく記載したものです。

1 クーリングオフ (お申し込みの撤回)

この商品は、保険期間が1年のためクーリングオフの対象ではありません。

2 契約締結時における注意義務 (告知義務および告知義務違反等)

ご契約の際、契約者および被保険者には、その健康状態や傷病歴など、保険金支払事由の発生に関する重要な事項(告知事項)についてありのままを正しく告知いただく義務(告知義務)があります。告知事項は、契約者および被保険者ご自身が事実を正確にご記入ください。なお、当社の募集人に口頭で伝えただけでは告知をいただいたことにはなりませんのでご注意ください。

告知いただいた内容が事実と相違していた場合、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。この場合、支払事由が発生していても保険金を支払いません。

また、契約者または被保険者が暴力団等の反社会勢力に該当すると認められる場合、もしくは反社会的勢力と関係を有している場合についても、保険契約を解除するとともに支払事由が発生していても保険金を支払いません。(契約締結後にこれらの事実が判明したときも同様とします。)

3 保障が開始される日 (保険始期日)

当社は、毎月15日(15日が休業日の場合はその前営業日)の受付締切日までに当社または代理店が受領した契約申込書について引受審査を行い、その保険契約の申込を承諾した場合に翌月1日(保険始期日)から保障を開始します。

4 保険契約の不成立

保険始期日の属する月に第1回保険料(初回保険料)が払い込まれない場合は、保険契約は成立しません。

5 保険料の口座振替が不能の場合

①第2回目以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、翌月の払込期日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。

②指定口座の預入額が2か月分の保険料に満たない場合などにより、保険料の口座振替ができないときは、1か月分の保険料の口座振替を行い、最初の払込期日の口座振替不能分に充当します。

6 保険料の払込猶予期間・失効

①第2回目以後の保険料が払込期日に払い込まれない場合は、払込期日の属する月の翌月1日から2か月間の「保険料の払込猶予期間」があります。

②万一、「保険料の払込猶予期間」内に、未払込保険料の払い込みがない場合は、保険契約は払込猶予期間満了日の翌日に失効します。この場合、保険契約を復活することはできません。

7 保険金をお支払いできない場合

「契約概要」に記載されている「4. 保障内容」の「保険金を支払わない場合」をご確認ください。

8 保険料・保険金額の変更

①保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

②保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

9 保険料控除

この商品の保険料は、保険料控除(所得控除)の対象とはなりません。

10 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へは加入していません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

11 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法に基づく各種の規制があります。

①医療保険の保険期間は、1年までと定められています。

②医療保険等の保険金額の限度額は、入院・手術保険金が80万円、死亡保険金が300万円となります。

③1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。

④1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

⑤原則として、当社の他の保険契約に重複してご加入いただくことはできません。

12 指定紛争解決機関について

当社は、お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」 〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-1 2-8-2 F

TEL 0120-82-1144 FAX 03-3297-0755 受付時間: 平日(祝日および年末年始休業期間を除く)9:00~12:00、13:00~17:00

13 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。